

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 6 月 5 日 旭川地方法務局稚内支局 登記官 坊屋敷厚

記

- 1 手続番号 第 4 5 0 3 — 2 0 2 4 — 0 0 2 5
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
利尻郡利尻富士町鬼脇字鯉泊 5 2 1 番